

豊橋市告示第260号

豊橋市公契約条例施行規則（平成27年豊橋市規則第32号）第4条第2項の規定による労働報酬下限額を、別表のとおり定める。

令和4年9月9日

豊橋市長 浅井 由 崇

別表

労働報酬下限額

(令和4年10月1日以降に公告し、又は通知する公契約及び同日以降に公募する指定管理者に係る公の施設の管理に関する協定について適用)

1 工事請負契約

[単位：円（1時間あたり）]

No.	職 種	労働報酬下限額	No.	職 種	労働報酬下限額
1	特殊作業員	2,420	27	普通船員	2,330
2	普通作業員	2,060	28	潜水士	4,410
3	軽作業員	1,580	29	潜水連絡員	2,820
4	造園工	2,200	30	潜水送気員	2,510
5	法面工	2,910	31	山林砂防工	2,940
6	とび工	2,730	32	軌道工	4,140
7	石工	2,900	33	型わく工	2,780
8	ブロック工	2,670	34	大工	2,860
9	電工	2,220	35	左官	2,590
10	鉄筋工	2,600	36	配管工	2,240
11	鉄骨工	2,640	37	はつり工	2,590
12	塗装工	2,810	38	防水工	2,710
13	溶接工	2,900	39	板金工	2,660
14	運転手（特殊）	2,430	40	タイル工	2,100
15	運転手（一般）	2,220	41	サッシ工	2,760
16	潜かん工	3,380	42	屋根ふき工	2,267
17	潜かん世話役	4,000	43	内装工	2,960
18	さく岩工	3,020	44	ガラス工	2,690
19	トンネル特殊工	3,650	45	建具工	2,390
20	トンネル作業員	2,670	46	ダクト工	2,190
21	トンネル世話役	3,960	47	保温工	2,570
22	橋りょう特殊工	2,970	48	建築ブロック工	2,913
23	橋りょう塗装工	3,400	49	設備機械工	2,540
24	橋りょう世話役	3,590	50	交通誘導員A	1,630
25	土木一般世話役	2,590	51	交通誘導員B	1,380
26	高級船員	2,940			

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、1,059円とする。

2 工事請負以外の契約（業務委託契約・指定管理協定）

労働報酬下限額	1,001円（1時間あたり）
---------	----------------

※ ただし、年金等の受給のために労働の対価を調整している者や労働者等の合意の下、見習い、手元等とし使用者が判断する者については、986円とする。